



島根県報

令和5年3月22日（水）

号外第33号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	2
個人情報の保護に関する法律施行細則	(")	3
島根県情報公開・個人情報保護審査会規則	(")	11

【告 示】

島根県情報公開条例の規定による法人の指定の廃止	(")	14
-------------------------	-------	----

【議会告示】

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程	(議 会 事 務 局)	14
-----------------------------	-------------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

1 規則の概要

- (1) 電磁的記録である音声等記録の公開方法のうち録音テープ及びビデオテープによる方法を除くこととした。（第6条・別表・様式第1号関係）
- (2) 条例に規定する県が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人であって実施機関が定めるものは、県が資本金等の2分の1以上を出資している法人とすることとした。（第10条関係）
- (3) 運用状況の公表は、県のウェブサイトに掲載して行うこととした。（第11条関係）
- (4) 文書又は図画に係る公文書の種類からマイクロフィルム及び写真フィルムを削ることに伴う規定の整備（別表関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇個人情報保護に関する法律施行細則（規則第10号）

1 規則の概要

- (1) 個人情報ファイル簿の作成に関する事項について定めることとした。（第2条・様式第1号関係）
- (2) 個人情報取扱事務登録簿の登録に関する事項について定めることとした。（第3条・様式第2号関係）
- (3) 保有個人情報開示請求書（第4条・様式第3号関係）、保有個人情報訂正請求書（第8条・様式第4号関係）、保有個人情報利用停止請求書（第9条・様式第5号関係）の様式を定めることとした。
- (4) 電磁的記録の開示方法について定めることとした。（第5条関係）
- (5) 公文書の写しの交付部数及び交付に要する費用の額を定めるとともに、費用については前納しなければならないこととした。（第6条関係）
- (6) 公文書の閲覧等の制限を設けることとした。（第7条関係）
- (7) 審査請求書の様式を定めることとした。（第10条・様式第6号関係）
- (8) 運用状況の公表は、県のウェブサイトに掲載して行うこととした。（第11条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県情報公開・個人情報保護審査会規則（規則第11号）

1 規則の概要

- (1) 会議の運営等に関する事項について定めることとした。（第2条関係）
- (2) 審査請求に係る事件の併合又は分離について定めることとした。（第3条関係）
- (3) 諮問実施機関は、公開決定等に係る公文書に記載されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会へ申し出ることができることとした。（第4条関係）
- (4) 審査会の庶務は、総務部総務課において処理することとした。（第7条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

規

則

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第9号

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

島根県情報公開条例施行規則（平成13年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複製したものの交付

第6条第2項中「専用機器により再生したものの閲覧又は」を削る。

第10条中「島根県報に登載」を「県のウェブサイトに掲載」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（出資法人）

第10条 条例第35条第1項の規定する法人であって実施機関が定めるものは、県が資本金等の2分の1以上を出資している法人とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

文書又は図画	複写機により複製したもの	白黒 カラー (1枚当たりA3判まで)	10円 50円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複製したもの	1枚	130円
電磁的記録	用紙に印刷したもの	白黒 カラー (1枚当たりA3判まで)	10円 50円
	光ディスク（CD-R）に複製したもの	1枚	130円

様式第1号中「、聴取又は視聴」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に到達した島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第6条第1項の規定による公開の請求に係る公文書の公開の方法及び写しの作成に要する費用の額については、なお従前の例による。

個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第10号

個人情報の保護に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会

規則第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年島根県条例第41号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第1号によるものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第3条 条例第3条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第2号によるものとする。

2 条例第3条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の区分
- (2) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (3) 個人情報の目的外利用の状況
- (4) 個人情報の目的外提供の状況
- (5) 個人情報取扱事務の委託
- (6) 個人情報の処理形態

3 条例第3条第4項第3号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 県、国若しくは他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち、会議の構成員名簿、立入検査証等の職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の必要な事項のみを取り扱う事務
- (3) 刊行物等において一般に入手し得るものを取り扱う事務

(保有個人情報開示請求書)

第4条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第3号)によるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第5条 法第87条第1項に規定する方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に複写したものの交付
- (2) その他の媒体に記録されている電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はそれを複写したものの閲覧又は写しの交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録の全部を開示する場合又は非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合には、電磁的記録媒体に複写したものの交付の方法により開示を行うことができる。

(公文書の写しの交付等)

第6条 公文書の写しを交付するときの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

2 条例第5条に規定する写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

3 条例第5条に規定する費用は、当該写しの交付を受ける前に納付しなければならない。

(閲覧等の制限等)

第7条 公文書の閲覧、聴取又は視聴(次項において「閲覧等」という。)をする者は、当該公文書を汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。

(保有個人情報訂正請求書)

第8条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第4号)によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第9条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第5号)によるものとする。

(審査請求)

第10条 法第82条、第93条及び第101条に規定する決定について、審査請求をしようとする者は、審査請求書（様式第6号）を実施機関に提出するものとする。

(運用状況の公表)

第11条 条例第9条の規定による運用状況の公表は、県のウェブサイトに掲載して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(島根県個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 島根県個人情報保護条例施行規則（平成14年規則第84号。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に到達した島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第12条第1項の規定による開示請求に係る公文書に記録されている個人情報の開示の方法及び写しの交付に要する費用の額については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

文書又は図画	複写機により複写したもの	白黒 カラー (1枚当たりA3判まで)	10円 50円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複写したもの	1枚	130円
電磁的記録	用紙に印刷したもの	白黒 カラー (1枚当たりA3判まで)	10円 50円
	光ディスク（CD-R）に複写したもの	1枚	130円

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿		
作成年月日（変更した場合にあっては直近の変更年月日）		登録事務番号
個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含まれる。 <input type="checkbox"/> 含まれない。	
記録情報の経常的提供先		
開示、訂正及び利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 電算処理ファイル <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル	
	法第60条第2項第1号に係る電算処理ファイルである場合には、当該ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内である同項第2号に係るマニュアル処理ファイルの有無	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない。	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数	
	含まれる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

様式第2号 (第3条関係)

個人情報取扱事務登録簿

(枚中 枚)

				事務番号		
区分	<input type="checkbox"/> 全 庁	個人情報取扱 事務を所管す る組織の名称	登録主管課(室)名		登録年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 地方機関 <input type="checkbox"/> 固 有		個人情報保有機関		変更年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の名称						
個人情報取扱事務の目的 (根拠法令等：)						
個人情報の対象者の範囲						
個人情報の記録項目						
①基本的事項		<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 性別	
		<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/>	()
②心身の状況		<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 障害の状況	<input type="checkbox"/> 身体の状況	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()
③家庭生活		<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/>	()
④社会生活		<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 地位・役職	<input type="checkbox"/> 資格	
		<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()
⑤資産・収入		<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 収入状況	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
		<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()
⑥思想・信条・信教等		<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報				
⑦その他		<input type="checkbox"/>				
個人情報の収集先		<input type="checkbox"/> 本人		<input type="checkbox"/> 本人以外		
		収集先	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 民間・私人	<input type="checkbox"/> 他の官公庁・独立行政法人 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ()		
個人情報の目的外利用の状況						
<input type="checkbox"/> 有 (目的外利用 根拠：法第69条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 無						
個人情報の目的外提供の状況						
<input type="checkbox"/> 有 (目的外提供 根拠：法第69条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 無						
個人情報の目的外提供の状況		提供先		<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 民間・私人		
				<input type="checkbox"/> 他の官公庁・独立行政法人 <input type="checkbox"/> その他 ()		
個人情報取扱事務の委託						
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
個人情報の処理形態						
<input type="checkbox"/> 電子計算機 <input type="checkbox"/> 手作業						
備 考						

(継続用紙)

(枚中 枚)

事務番号	
------	--

個人情報 の 記 録 項 目								
①基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()
	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()
②心 身 の 状 況	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()
	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()
③家 庭 生 活	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()
	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()
④社 会 生 活	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()
	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()
⑤資 産 ・ 収 入	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()
	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()
⑦そ の 他	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()
	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()	<input type="checkbox"/>	()

備 考	
-----	--

様式第3号（第4条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)
氏名 _____ 電話番号 (_____)

住所又は居所

〒 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

<p>ア 窓口における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>写しの交付 <input type="checkbox"/>その他 (_____) <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>イ 写しの送付を希望する。</p>

3 本人確認等

<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>法定代理人 <input type="checkbox"/>任意代理人</p>
<p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/>個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他 (_____) ※ 送付による請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>
<p>ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所 又は居所 〒 _____</p>
<p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他 (_____)</p>
<p>オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他 (_____)</p>

様式第4号（第8条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)
氏名 _____ 電話番号 (_____)

住所又は居所

〒 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 送付による請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所 又は居所 〒 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第5号（第9条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)
氏名 _____ 電話番号 (_____)

住所又は居所

〒 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 送付による請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所 又は居所 〒 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第6号（第10条関係）

審 査 請 求 書

年 月 日

(実施機関) 様

審査請求人 住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号 で通知があった処分について、次のとおり審査請求をします。

審査請求に係る処分	
審査請求に係る処分があったことを知った年月日	
審査請求の趣旨	
審査請求の理由	
審査請求ができることの教示の有無及びその内容	
備 考	

島根県情報公開・個人情報保護審査会規則をここに公布する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第11号

島根県情報公開・個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年島根県条例第42号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、島根県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、会長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

6 審査会は、必要があると認めるときは、審議する事項について専門的な知見を有する者を参考人として出席させることができる。

(手続の併合又は分離)

第3条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問実施機関にその旨を通知しなければならない。

(諮問実施機関の申出)

第4条 諮問実施機関は、公開決定等、開示決定等、訂正等の決定又は利用停止決定等に係る公文書に記載されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

(島根県情報公開条例第22条第1項第3号の規定による調査審議を行う場合における読替え)

第5条 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第22条第1項第3号の規定により審査会が調査審議を行う場合における前2条の規定の適用については、第3条第2項中「諮問実施機関」とあるのは「知事」と、前条（見出しを含む。）中「諮問実施機関」とあるのは「知事」と、「公開決定等、開示決定等、訂正等の決定又は利用停止決定等」とあるのは「利用決定等」と、「公文書」とあるのは「特定歴史公文書等」とする。

(審査会に関する規定の準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審査会」とあるのは「部会」と、第2条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(島根県情報公開審査会規則の廃止)
- 2 島根県情報公開審査会規則(平成6年島根県規則第42号)は、廃止する。
(島根県個人情報保護審査会規則の廃止)
- 3 島根県個人情報保護審査会規則(平成14年島根県規則第8号)は、廃止する。

告 示

島根県告示第213号

島根県情報公開条例の規定による法人の指定(平成27年島根県告示第234号)は廃止し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月22日

島根県知事 丸 山 達 也

議 会 告 示

島根県議会告示第1号

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月22日

島根県議会議長 田 中 八洲男

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年島根県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号
・番号
- (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号
・番号
- (4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」とい

う。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（個人情報取扱事務の登録）

第9条 条例第18条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号によるものとする。

2 条例第18条第1項第7号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報取扱事務の区分

(2) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日

(3) 個人情報の目的外利用の状況

(4) 個人情報の目的外提供の状況

(5) 個人情報取扱事務の委託

(6) 個人情報の処理形態

3 条例第18条第4項第2号の議長が定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 県、国若しくは他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち、会議の構成員名簿、立入検査証等の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の必要な事項のみを取り扱う事務

(3) 刊行物等において一般に入手し得るものを取り扱う事務

（開示請求書）

第10条 条例第20条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書（様式第2号）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第11条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
- （開示決定等の通知）

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- （開示決定通知書）

第13条 条例第25条第1項の書面は、開示決定通知書（様式第3号）とする。

- 2 条例第25条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第4号）とする。
- （開示決定等期限延長通知書）

第14条 条例第26条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第5号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第15条 条例第27条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第6号）とする。

（第三者意見照会書等）

第16条 条例第28条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

- 2 条例第28条第2項の書面は、第三者意見照会書（様式第8号）とする。
- 3 条例第28条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第9号）とする。
- 4 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 5 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求の年月日
 - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 6 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 7 条例第28条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第10号）とする。
- （電磁的記録の開示方法）

第17条 条例第29条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをい

う。以下同じ。)を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第18条 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第25条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(公文書の写しの交付等)

第19条 公文書の写しを交付するときの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

2 条例第31条に規定する写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

3 条例第31条に規定する費用は、当該写しの交付を受ける前に納付しなければならない。

(訂正請求書)

第20条 条例第33条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第11号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第21条 条例第35条第1項の書面は、訂正決定通知書(様式第12号)とする。

2 条例第35条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第13号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第22条 条例第36条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第14号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第23条 条例第37条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第15号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第24条 条例第38条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第16号)とする。

(利用停止請求書)

第25条 条例第40条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(様式第17号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第42条第1項の書面は、利用停止決定通知書(様式第18号)とする。

2 条例第42条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(様式第19号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第27条 条例第43条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様式第20号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第28条 条例第44条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第21号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第29条 条例第46条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第22号)により行うものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第19条関係)

文書又は図画	複写機により複写したもの	白黒 カラー (1枚当たりA3判まで)	10円 50円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R)に複写したもの	1枚	130円
電磁的記録	用紙に印刷したもの	白黒 カラー (1枚当たりA3判まで)	10円 50円
	光ディスク(CD-R)に複写したもの	1枚	130円

様式第1号（第9条関係）

個人情報取扱事務登録簿

（ 枚中 枚）

		事務番号		
登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
個人情報取扱事務の名称				
個人情報取扱事務の目的	(根拠法令等:)			
個人情報の対象者の範囲				
個人情報の記録項目				
①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 性別
	<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> ()
②心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 障害の状況	<input type="checkbox"/> 身体の状況
	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
③家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> ()
④社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 地位・役職	<input type="checkbox"/> 資格
	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
⑤資産・収入	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 収入状況	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 公的扶助
	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
⑥思想・信条・信教等	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報			
⑦その他	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人		<input type="checkbox"/> 本人以外	
	収集先	<input type="checkbox"/> 他の県機関	<input type="checkbox"/> 他の官公庁・独立行政法人	<input type="checkbox"/> 民間・私人
個人情報の目的外利用の状況	<input type="checkbox"/> 有 (目的外利用 根拠: 条例第12条第2項第 号該当)		<input type="checkbox"/> 無	
個人情報の目的外提供の状況	<input type="checkbox"/> 有 (目的外提供 根拠: 条例第12条第2項第 号該当)		<input type="checkbox"/> 無	
	提供先	<input type="checkbox"/> 他の県機関	<input type="checkbox"/> 他の官公庁・独立行政法人	<input type="checkbox"/> 民間・私人
個人情報取扱事務の委託	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無	
個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電子計算機 <input type="checkbox"/> 手作業			
備考				

(継続用紙)

(枚中 枚)

事務番号	
------	--

個人情報 の 記 録 項 目				
①基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
②心 身 の 状 況	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
③家 庭 生 活	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
④社 会 生 活	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
⑤資 産 ・ 収 入	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
⑦そ の 他	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()
	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()

備 考	
-----	--

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

島根県議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所
〒 _____

TEL _____ (_____) _____

開示請求書

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等

ア、イのいずれかを選択してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他 (_____)

<実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

 運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 その他 (_____)

※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。

ウ	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア） 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） （イ） 本人の氏名 _____ （ウ） 本人の住所又は居所 _____
エ	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
オ	任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第3号（第13条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として、松江地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

--

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所：
- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

様式第4号（第13条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として、松江地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第5号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第6号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第27条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。 年 月 日

様式第7号（第16条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	島根県議会事務局 〒 TEL ()
意見書の提出期限	年 月 日

様式第8号（第16条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第28条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	島根県議会事務局 〒 TEL ()
意見書の提出期限	年 月 日

様式第9号（第16条第3項関係）

年 月 日

島根県議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL _____ (_____) _____

第三者開示決定等意見書

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第 10 号（第 16 条第 7 項関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 28 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示することと した理由	
開示決定をした 日	年 月 日
開示を実施する 日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、島根県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、島根県を被告として、松江地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第11号（第20条関係）

年 月 日

島根県議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所
〒 _____

TEL _____ (_____) _____

訂正請求書

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他 ()

様式第12号（第21条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として、松江地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 13 号（第 21 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 35 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、島根県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、島根県を被告として、松江地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第14号（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第15号（第23条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第37条第1項の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

様式第16号（第24条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第38条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

様式第17号（第25条関係）

年 月 日

島根県議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所
〒 _____

TEL _____ (_____) _____

利用停止請求書

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____

- | | |
|---|--|
| 4 | 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 5 | 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 () |

様式第 18 号（第 26 条第 1 項関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 42 条第 1 項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、島根県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、島根県を被告として、松江地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第19号（第26条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として、松江地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第20号（第27条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第21号（第28条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第44条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

様式第22号（第29条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県議会議長

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第46条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号